



栃木県公報

令和5(2023)年
3月8日(水)
号 外
第 4 号

目 次

規 則

○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定	1
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正	30
○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止	31

告 示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	31
------------------------------	----

規 則

栃木県規則第4号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月8日

栃木県知事 福田 富一

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、別記様式第1号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第2号）とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第4条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記様式第3号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第4号）とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第5条 法第83条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書（別記様式第5号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第6条 法第84条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第6号）とする。

(開示請求事案移送書等)

第7条 法第85条第1項の規定による移送は、開示請求事案移送書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 法第85条第1項の書面は、開示請求事案移送通知書（別記様式第8号）とする。

(保有個人情報の開示に係る意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（別記様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（別記様式第10号）とする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第11号）とする。

4 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の書面は、保有個人情報開示決定結果通知書（別記様式第12号）とする。

(開示の実施の方法)

- 第9条** 令第23条第1項の閲覧又は写しの交付の方法として知事が定める方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 原本又は用紙（日本産業規格A列3番以下の大きさのものに限る。以下同じ。）に複写したものの閲覧
 - (2) 用紙に複写したものの交付
- 2 法第87条第1項の知事が定める方法は、次に掲げる方法であって、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。
- (1) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
 - (2) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
 - (3) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
（保有個人情報の開示の実施方法等申出書）
- 第10条** 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第13号）とする。
（写しの送付に要する費用の納付の方法）
- 第11条** 令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手、郵便為替証書又は現金で納付する方法とする。
（保有個人情報訂正請求書）
- 第12条** 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号）とする。
（保有個人情報訂正決定通知書等）
- 第13条** 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第15号）とする。
- 2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第16号）とする。
（訂正決定等期間延長通知書）
- 第14条** 法第94条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書（別記様式第17号）とする。
（訂正決定等期限特例延長通知書）
- 第15条** 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第18号）とする。
（訂正請求事案移送書等）
- 第16条** 法第96条第1項の規定による移送は、訂正請求事案移送書（別記様式第19号）により行うものとする。
- 2 法第96条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書（別記様式第20号）とする。
（保有個人情報訂正実施通知書）
- 第17条** 法第97条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書（別記様式第21号）とする。
（保有個人情報利用停止請求書）
- 第18条** 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第22号）とする。
（保有個人情報利用停止決定通知書等）
- 第19条** 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第23号）とする。
- 2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第24号）とする。
（利用停止決定等期間延長通知書）
- 第20条** 法第102条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第25号）とする。
（利用停止決定等期限特例延長通知書）
- 第21条** 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第26号）とする。
（諮問通知書）
- 第22条** 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第27号）により行うものとする。
（委任）
- 第23条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 附 則**
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第2号(第3条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

栃木県知事 様

氏名 〔代理人が法人の場合にあっては、 法人の名称及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔代理人が法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
電話番号	- -

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報					
求める開示の実施方法等	文書又は 図画の場合	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施 実施方法： <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 実施を希望する日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付			
	電磁的記録の場合	<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施 実施方法： <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 実施を希望する日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付 (<input type="checkbox"/> 複製物の送付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの送付)			
本人確認等	開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人			
	請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()			
	送付による請求の場合	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他() ※30日以内に作成されたものに限る。			
	代理人が請求する場合	<table border="1"> <tr> <td>本人の状況等</td> <td> 1 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所： </td> </tr> <tr> <td>請求資格確認書類</td> <td> <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他() </td> </tr> </table>	本人の状況等	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所：	請求資格確認書類
本人の状況等	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名： 3 本人の住所又は居所：				
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()				

- (注) 1 該当する□の中にレ印を付してください。
 2 「求める開示の実施方法等」の欄への記入については、請求される方の任意です。
 3 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。

別記様式第3号 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定しましたので通知します。

区 分	全部開示 ・ 部分開示	
開示する保有個人情報		
不開示とした部分とその理由		
開示する保有個人情報の利用目的		
開 示 の 実 施 の 方 法		
事務所における開示を実施することができる日時及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	時間	
	場所	
手数料及び写しの送付に要する費用		
写しの送付を希望する場合の準備日数		
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険被保険者証等)を提出し、又は提示してください。

- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 本人の委任による代理人が開示を受ける場合は、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類（本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）等）を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別添「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。事務所における開示の実施を求める場合は、「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から希望の日時を選択してください。

別記様式第4号(第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当課(所)	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号(第5条関係)

開示決定等期間延長通知書

様

第 号
年 月 日

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 — —)

別記様式第6号(第6条関係)

開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第84条の規定を適用することとしましたので、同条の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 — —)

別記様式第7号(第7条関係)

開示請求事案移送書

様

第 号
年 月 日

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等				
開示請求者の氏名等	氏名			
	住所又は居所			
	電話番号	— —		
	代理人による開示請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		本人の氏名		
本人の住所又は居所				
添付資料等				
他の行政機関の長等への移送の有無	<input type="checkbox"/> 有(移送先:) <input type="checkbox"/> 無			
担当課(所)	(電話番号 — —)			

別記様式第8号 (第7条関係)

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、事案の移送を受けた行政機関の長等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等			
移送をした日	年 月 日		
移送の理由			
移送先の行政機関の長等	名称		
	連絡先	部局課室名	
		所在地	
電話番号	— —		
担当課 (所)	(電話番号 — —)		

別記様式第9号(第8条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書(法第86条第1項適用)

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別添「保有個人情報の開示に係る意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている _____に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課(所))	(電話番号 — —)
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第10号 (第8条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書 (法第86条第2項適用)

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) 第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別添「保有個人情報の開示に係る意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示請求の年月日	年 月 日	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号
	適用理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている _____に関する情報の内容		
意見書の提出先 (担当課 (所))	(電話番号 — —)	
意見書の提出期限	年 月 日	

別記様式第11号 (第8条関係)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

栃木県知事 様

氏名 〔法人等にあつては、名称 及び代表者等の氏名〕	
住所又は居所 〔法人等にあつては、事務 所又は事業所の所在地〕	(〒 -)
電話番号	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示に関しての意見	<p>該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。</p> <p>1 開示されることについて支障がない。</p> <p>2 開示されることについて支障がある。 (1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>
連絡先	(電話番号 - -)

別記様式第12号 (第8条関係)

保有個人情報開示決定結果通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



_____から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定しましたので、同法第86条第3項（同法第107条第1項において準用する同法第86条第3項）の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課 (所)	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。

別記様式第13号 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

栃木県知事

様

氏名 〔法人等にあつては、名称 及び代表者等の氏名〕	
住所又は居所 〔法人等にあつては、事務 所又は事業所の所在地〕	(〒 -)
電話番号	- -

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり開示の実施方法等を申し出ます。

保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日付け 第 号	
求める開示の実施方法	1 閲覧	(1) 全部 (2) 一部 ()
	2 写しの交付	(1) 全部 (2) 一部 ()
	3 その他 ()	(1) 全部 (2) 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日 (1 午前 ・ 2 午後)	
写しの送付の希望の有無	1 有 (同封する郵便切手等の額: _____円) 2 無	

(注) 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

別記様式第14号 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

栃木県知事 様

氏名 〔代理人が法人の場合にあっては、 法人の名称及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔代理人が法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地〕	(〒 -)
電話番号	- -

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日				
保有個人情報開示決定通知書の番号等	年 月 日付け 第 号				
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等					
訂正請求の趣旨及び理由	趣 旨				
	理 由				
本人確認等	訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人			
	請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()			
	送付による請求の場合	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他() ※30日以内に作成されたものに限る。			
	代理人が請求する場合	<table border="1"> <tr> <td>本人の状況等</td> <td>1 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</td> </tr> <tr> <td>請求資格確認書類</td> <td>2 本人の氏名: 3 本人の住所又は居所: <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> </table>	本人の状況等	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	請求資格確認書類
本人の状況等	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者				
請求資格確認書類	2 本人の氏名: 3 本人の住所又は居所: <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()				

(注) 該当する□の中にレ印を付してください。

別記様式第15号 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂正請求の趣旨		
訂正決定をする内容及び理由	訂正内容	
	訂正理由	
担当課 (所)	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号 (第13条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号 (第14条関係)

訂正決定等期間延長通知書

様

第 号
年 月 日

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課 (所)	(電話番号 — —)

別記様式第18号 (第15条関係)

訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第95条の規定を適用することとしましたので、同条の規定により次のおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課（所）	(電話番号 — —)

別記様式第19号 (第16条関係)

訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等				
訂正請求者の氏名等	氏名			
	住所又は居所			
	電話番号	— —		
	代理人による訂正請求の場合	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		本人の氏名		
本人の住所又は居所				
添付資料等				
他の行政機関の長等への移送の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
担当課(所)	(電話番号 — —)			

別記様式第20号 (第16条関係)

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、事案の移送を受けた行政機関の長等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等			
移送をした日	年 月 日		
移送の理由			
移送先の行政機関の長等	名称		
	連絡先	部局課室名	
		所在地	
電話番号	— —		
担当課 (所)	(電話番号 — —)		

別記様式第21号 (第17条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

様

第 号
年 月 日

栃木県知事



年 月 日付で提供した保有個人情報については、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂正請求者の氏名その他の保有個人情報を特定するための情報		
訂正請求の趣旨		
訂正決定をする内容及び理由	訂正内容	
	訂正理由	
担当課 (所)	(電話番号 — —)	

別記様式第23号 (第19条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止決定をする内容及び理由	利用停止決定の内容	
	利用停止決定の理由	
担当課 (所)	(電話番号 — —)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第24号 (第19条関係)

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止しないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第25号 (第20条関係)

利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課 (所)	(電話番号 — —)

別記様式第26号 (第21条関係)

利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第103条の規定を適用することとしましたので、同条の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課（所）	（電話番号 — — ）

別記様式第27号 (第22条関係)

諮問通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事

年 月 日付けの審査請求について、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり栃木県行政不服審査会に諮問しましたので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審 査 請 求 日	年 月 日
審 査 請 求 の 趣 旨	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)

栃木県規則第5号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月8日

栃木県知事 福田 富一

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置) 第3条 略 2 略 3 条例第11条第1項の書面は、 <u>公文書開示決定通知書（別記様式第3号）</u> とす	(開示請求に対する措置) 第3条 略 2 略 3 条例第11条第1項の書面は、 <u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書</u> とす

る。

4 略

(運用状況の公表)

第15条 条例第33条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

る。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3号)

4 略

(運用状況の公表)

第15条 条例第33条の規定による公表は、栃木県公報に登載して行うものとする。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称	
--------	--

を

区分	全部開示	・	部分開示
公文書の名称			

に改

める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県規則第6号

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月8日

栃木県知事 福田 富一

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県規則第66号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(文書学事課)

告 示

栃木県告示第73号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成13年栃木県告示第547号)は、令和5(2023)年3月31日限り、廃止する。

令和5(2023)年3月8日

栃木県知事 福田 富一

(文書学事課)